Contract of the Contract of th	:異動届 [:	□世帯 事 □転入□転居□転出 は証明書 □転出証明	書に準ずる証明	出生 □世帯分 死亡 □世帯合 世主変 □その他 明書 : 本 人 2 世帯員 世帯主 4 代理人		□記載修正□消除□回復	ばらおくん 即]		番号札	要介護	R険 □社保 □ ま認定 □あり 計手帳 □あり 者の方)以前鹿, □ある い住所 □一人	□なし 年金 □あり 屋市に居住していたこと □ない で住む □単身赴任	□なし
届出年月日 枚	令和	年 月	E	□転出予□異動年	定日月日	令和 これから (全 (4)		月	日	(転出	以下のお子様だ 者の方) 保育園	が □いる □いない	印
の これからの 住 所	方書 アパート・ 寮 ・ 団地 方書 アパート・ 寮 ・ 団地	マンション &				世帯主					付記事項			1
の 中 を 黒 の 異動 した する	人の氏名		盂┃続柄┃学	 h中		筆頭者 年金 基番号 退…	国	保 · 1 E•月•日		· · · · · · · ·	児童手当		給資格喪失届 消滅届 口額改定届 連絡表 スポート交付申請書	確認
ボールペンでていねいに記入して下さい。	届出 新 本籍 田 筆頭者	大昭平令 西暦 5 2 2 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3	男・女 男・女 男・女 男・女	在 (本·扶本·扶本·扶本·扶	得。得	要 要 要 変 変 変 変 変 変 変 変 変 変 変 変 変 変 変 変 証かそ	では、	□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	取喪変種世記番 国保・後期 特 号号 日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日	被扶養 □ 葬祭 = 自発失業 - 人 - 限 □ □ 出産 - 継説明 □ □ 減額 = 定疾病 □ □ 負担 - 所地特例 □ 簡易 ・ ル学 1 ^ 3 5	□職権消除 □世帯分離 □氏 □世帯合併 □その付 関連窓口案 □擬主 収納 年金 後期 費 世帯送付先 一時金 記分判定 中告 (保・オムツ) 介護 1は2年分 障害	離脱 他 内 <u>処理</u> 13 <u>9</u> 4 … 5 … 6 … 17 … 8 …
転入学取扱し □本庁 □総合支所 □出張所		印鑑登録証 □無 □回収 □未回収 No.()	収納	受付入力	審査①	裏書	年 金	受付	入力国保	受付	入力 3	交付 照会	学校教育課(ôF

□出張所

1 この届出書について

- (1) この届出書は、住民基本台帳法第22条の転入届、第23条の転居届、第24条の転出届、第25条の世帯変更届及び第30条の44の記載事項変更届のほか、職権による住民票記載を行う際に使用します。
- (2) この届出書は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第7条第5項又は第17条第4項の記載事項の変更届出に使用します。
- (3) 下欄は、外国人住民による住民基本台帳法第30条の46(入国後に住所を定めたとき)、第30条の47(住所を有する者が中長期在留者等となったとき)及び第30条の48(外国人世帯主との続柄の変更) 届出に使用します。
- (4) 転入届を行うときは、前住所地の市町村長が作成する転出証明書が必要です。なお、法第24条の2の特例により転入するときは住民基本台帳カードが必要です。
- (5) 国民年金法第12条第3項により、転入・転居・転出の届出があったときは、同条第1項の資格の取得又は喪失等に係る届出があったものとみなされます。
- (6) 国民健康保険法第9条第14項により、転入・転居・転出・世帯変更の届出があったときは、同条第1項又は第9項の資格の取得又は喪失等に係る届出があったものとみなされます。
- (7) 介護保険法第12条第5項により、転入・転居・転出・世帯変更の届出があったときは、同条第1項の資格の取得又は喪失等に係る届出があったものとみなされます。
- (8) 高齢者の医療の確保に関する法律第54条第10項により、転入・転居・転出・世帯変更の届出があったときは、同条第1項の資格の取得又は喪失等に係る後期高齢者医療広域連合への届出があったもの みなされます。
- (9) この届出書は次の届書等を兼ねます。
 - ア 鹿屋市立学校管理規則第3条の児童生徒等の住所変更について(届出)
 - イ児童手当法施行規則第7条の受給事由消滅届及び額改定届
 - ウ鹿屋市子ども医療費助成に関する条例施行規則第9条の子ども医療費助成金受給資格者喪失届
 - ェかごしま子育て支援パスポート交付申請書
- (10) 市営住宅にお住いの方で世帯員の増減を伴う住民異動を行うときは、別に、鹿屋市営住宅条例施行規則第8条の世帯員異動届等を建築住宅課に提出する必要があります。

2 届出書の記載、本人確認等について

- (1) この届出は、異動した本人又は世帯員が行ってください。左記以外の方が代理人として届出を行うときは、委任状が必要です。
- (2) 黒枠内を記載してください。異動した(する)人の氏名欄は、異動した(する)方全員を記載し、異動者が6人以上のときは2枚目に記入してください。
- (3) 届出に当たり、届出の任に当たっている方に対する本人確認を窓口で行います。運転免許証など、本人であることを証する書類を御準備ください。
- (4) 次の場合は、その資格を証する事項で政令で定めるものを附記する必要があります。詳細は担当窓口でお問い合わせください。
 - ア住民基本台帳法第28条の規定に基づき、届出をすべき者が国民健康保険の被保険者であるとき。
 - イ住民基本台帳法第28条の2の規定に基づき、届出をすべき者が後期高齢者医療の被保険者であるとき。
 - ウ住民基本台帳法第28条の3の規定に基づき、届出をすべき者が介護保険の被保険者であるとき。
 - エ住民基本台帳法第29条の規定に基づき、届出をすべき者が国民年金の被保険者であるとき。
 - オ住民基本台帳法第29条の2の規定に基づき、届出をすべき者が児童手当の支給を受けている者であるとき。

外国人住民の住民基本台帳法第30条の46から第30条の48に関する届出事項

	国籍	在留資格	在留期間等の満了の日	在留期間等	30条45規定区分	在留カード等の番号
1			年 月 日		中長期在留者 特別永住者	
2			年 月 日		中長期在留者 特別永住者	
3			年 月 日		中長期在留者 特別永住者	
4			年 月 日		中長期在留者 特別永住者	
5			年 月 日		中長期在留者 特別永住者	

個人番号カードに関する確認事項

	□未申請							
	転	受領済	□記載済	□後日記載				
	入	未受領	□申請継続	□再申請				
申	転	受領済	□記載済	□後日記載				
請済	居	未受領	□記載対応	□再申請				
	転出	□受領済 □再申請						

個人番号カード交付申請書